

山形県青少年健全育成条例の一部改正骨子（案）等についての意見募集の結果について

- 1 意見の募集期間：平成 30 年 12 月 21 日(金)から平成 31 年 1 月 20 日(日)まで
- 2 意見の件数等：3 件（御意見提出者 2 名）
- 3 提出のあった御意見の概要及びそれに対する県の考え方

番号	御意見の概要	県の考え方
1	<p>高校入学前に親からスマートフォンを買ってもらい、フィルタリング設定しているが、特に不便を感じたことはない。</p> <p>フィルタリングをせずに多くの人が犯罪被害にあっている現実を考えると、今回の条例改正は必要だと思う。</p>	<p>インターネットを介した犯罪等の被害から青少年を守るためには、フィルタリングを適切に利用することや、インターネットの危険性などを十分に理解するとともに、そのような青少年を取り巻く社会環境の変化に県民がそれぞれの立場で柔軟に対応し、青少年の健全育成が図られるように取り組む必要があると考えます。</p> <p>本条例では、青少年のみなさん自身からも、自らの行動を律し、次代を担うものとしての責任と役割を自覚して行動してもらうため、青少年の努力に関する規定も設けることとしています。</p> <p>今後は、県として、条例改正を契機とし、青少年にとって安全安心なインターネット環境を構築するため、フィルタリングの普及啓発とともに、インターネットの安全な利用に向けた取組みを積極的に推進してまいります。</p>
2	<p>SNSは便利だが怖い面もある。山形県内にも自画撮りの被害者がいることを知り、今後の被害防止のために、条例で自画撮りの提供を求める行為を禁止することに賛成する。</p>	<p>自画撮り被害によって、一度インターネット上に流出した画像は、完全に回収、消去することはほぼ不可能であり、更なる犯罪に巻き込まれるおそれもあります。</p> <p>このような被害は、全国でここ数年増加しており、本県でも被害が発生していますので、条例を改正して規制を強化することにより、自画撮り被害の防止に取り組んでまいります。</p>
3	<p>子どもがネットでいろいろな被害に遭うのは、保護者が子どもにネットの危険性をきちんと教えていないからだと思う。今回の条例改正により、携帯電話事業者が子どもに携帯電話を販売する際に、インターネットの怖さやフィルタリングの必要性などについて子どもやその保護者にきちんと説明することになり、今後、危険な目に合う子どもがいなくなることを期待する。</p>	<p>インターネットを介した犯罪等の被害から青少年を守るためには、保護者のみならず、地域・学校・県民等それぞれの立場でインターネットの適切な利用への取組みが図られ、青少年の健全育成に努める必要があると考えます。</p> <p>県といたしましては、今回の改正条例の趣旨が、県民、青少年の皆様に広く浸透するよう周知・啓発に努めてまいります。</p>